２０１６年１２月２１日

広島大学長
越智　光夫　様

広島大学教職員組合
執行委員長　吉田　将之

附属学校園再雇用教員の給与処遇の改善要求に対する回答見直しの要求

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、附属学校園再雇用教員の給与処遇の改善要求に対する２０１６年(平成２８年)１１月２８日付け貴回答は、以下の点で納得のいくものではありませんので、回答の見直しを要求します。

回答は、「本学の再雇用の給与制度が，他に比べて低い水準であるとは考えておりません」としていますが、本組合は、再雇用職員の処遇一般を問題にしているのではありません。広島大学において、附属学校園教員以外の多数の職員は、再雇用前とは大きく異なる業務に従事しています。一方、前病院部長の例のように、再雇用後も従前とほぼ同一の業務に携わっている場合には、給与規則の但し書きが援用され、業務内容にふさわしい給与が支給されてきました。このことは、同一労働同一賃金の原則にかなう処遇であると考えます。本組合の調査によれば、附属学校園教員の再雇用者の場合も、再雇用後、従前とほぼ同一の業務に従事しており、前病院部長同様に、給与規則の但し書きを援用して、業務内容にふさわしい給与が支給されなければ、同一労働同一賃金の原則に反すると考えます。それゆえ、附属学校園の再雇用教員の具体的な労働条件に即して再回答いただくよう要求するとともに、１１月２８日付け回答が「再雇用職員の職務内容などについては、今後、業務内容や業務量及び責任の程度を検討し、処遇と業務内容等とのバランスをとるなど改善していくことは必要と考えています」と認めておられることから、再雇用開始から現在に至るまでの、再雇用前賃金と再雇用後賃金との差額を速やかに支払うこと求めます。

２０１７年1月２０日（金）までの文書回答をお願いします。

以　上